

## 第6回 北海道ケアラー支援有識者会議 議事録

開催日時 令和3年12月9日(木) 18:00~19:30  
 開催場所 かでる2. 7 730会議室

発言者	発言要旨
事務局 (杉本課長)	<p>定刻となりましたので、ただいまから第6回北海道ケアラー支援有識者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、会議にお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日の資料につきましては、先日メールで送付させていただいております。会議次第のほか、資料1「北海道ケアラー支援条例(仮称)素案」、資料2「有識者会議における主な意見」、資料3「道の取組の主な広報状況」、資料4「広報啓発用リーフレット」、資料5「地域包括支援センターについて」、資料6「地域包括支援センターの概要」、資料7「障がいのある方の相談支援の体系図」、資料8「地域におけるヤングケアラー支援体制の検討」に加え、追加で送付しました「有識者会議における意見と対応」の8つになりますが、資料に不備等はありませんでしょうか。</p> <p>次に、本会議は公開となっております。また、会議の議事録と資料は、後日ホームページで公表する予定ですので、お知らせいたします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして高齢者支援局長の吉田からご挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (吉田局長)	<p>吉田でございます。おぼんでございます。</p> <p>本日は時節がら大変お忙しいところ、皆様お集まりいただきまして、感謝申し上げます。また、会議資料の送付が本当に遅くなってしまって、大変申し訳なく思っております。本当に申し訳ありませんでした。</p> <p>本日は第6回目の会議となりますが、前回10月26日にこの会議を開かせていただき、その際にも条例制定に向けた作業を進めている旨お知らせしておりましたが、その後も事務の方でいろいろと作業を進めながら、11月29日の北海道議会第4回定例会前日委員会において、ケアラー支援条例の素案というものを報告させていただいたところです。</p> <p>皆様にも事前にお知らせをさせていただいておりましたが、こうした中でいまパブリックコメントに臨んでいるところでございまして、本日は、この条例の建て付けについて説明をさせていただくこととしております。</p> <p>条例は、細かい内容を一つ一つ条文に盛り込んでいくというものではありませんので、具体的に条例にこの文言が足りないといったことよりも、実際に条例を作ってから、どのようにして施策を展開していただくかということも非常に重要だと考えております。このため、条例の中にも、計画的に施策を展開していくため、「計画」を策定するといった内容も盛り込んでいるところでございます。</p> <p>前回の会議では、いわゆる三つの柱として、まずは普及啓発、早期発見や相談支援への繋ぎ、それから地域づくりと、こうした取組を進めなければならないと我々は考えていますといったところを説明させていただいた上で、皆様からより具体的なご意</p>

	<p>見をいただいていたところでございます。</p> <p>そして今回は、前回の議論をもう少し具体的に絞っていき、実際にこのように進めると良いのではないかとといったことについて、さらに皆様のご意見をいただければと考えてございます。</p> <p>それを踏まえて、実際に取組を進めていただくのは市町村の方であったり、相談支援機関の職員さんや学校の先生など、そうした方々とも意見交換をしながら進めたいと思っており、有識者の皆様からご助言をいただいているのだけれども、現場ではどうだろうかとお伺いをしながら、それぞれの地域性なども踏まえ、ケアラーの方々を支えることができるものを、少しずつでも作っていきたいといった思いを持っておりまして、本日も御議論をいただきたいと考えております。</p> <p>いろいろと不手際がございましたが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>それでは、ここから中村座長に会議の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
中村座長	<p>はい。それでは改めまして、中村でございます。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>この有識者会議も今回で6回目となりました。実態調査から始まり、ポイント整理、今後の方策、そして条例化に向けて、というところまで来ることができました。</p> <p>皆様、ご協力いただき大変ありがとうございます。</p> <p>本日の議題について確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>一つ目につきましては、「北海道ケアラー支援条例（仮称）素案について」となっております。現在、道においてパブリックコメントを実施しており、条例素案につきましては資料1に基づき、事務局からこの後、説明をいただくこととしております。</p> <p>二つ目につきましては、「支援策について」となっておりまして、こちらは前回の会議に引き続き、今後の支援策についてご意見をいただきたく、事務局から道の取り組み状況や今後の対応について、資料2から資料8、それから本日追加のあった資料、これに基づきまして事務局から説明をいただくことにしております。</p> <p>それでは、まず議題の一つ目でございます。北海道ケアラー支援条例素案について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>改めまして、高齢者保健福祉課介護運営担当課長の杉本と申します。よろしくお願いいたします。皆様のご意見をいただきまして、私ども、やっと北海道ケアラー支援条例、仮称でございますけれども、こちらの素案の方をまとめさせていただき、先月の29日に道議会の方に報告をし、そしてパブリックコメントを実施させていただいているところでございます。</p> <p>先ほど、吉田局長からの挨拶にもありましたが、今後、私たちはこの条例の旗の下で、ケアラーの方々に対する支援策に一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは条例の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、こちらの条例の名称については仮称です。素案でございますけれども、二部構成でまとめさせていただきました。第1章は総則として、このケアラー支援条例の</p>

基本的な事項を、そして第2章ではケアラー支援に対する基本的な施策を定め、この2部で構成することとしております。

そして総則では、まず目的といたしまして、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたって自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としてございます。

次に定義といたしまして、資料に記載されたケアラー、ヤングケアラー、関係機関のほか、支援機関について定義付けをしております。

基本理念につきましては、この有識者会議の中でも、特にご意見をいただきましたところで、ケアラーとそこご家族への一体的な支援が必要といった考え方を盛り込みながら、ケアラーの支援として5つの基本理念を定めることとしており、特に5つ目の規定では、ヤングケアラーに対する支援を定めております。

そして、資料の4番から8番では、まずは道の責務のほか、道民、事業者、関係機関の役割、そして特にヤングケアラーと関わる学校などの教育に関する業務を行う関係機関の役割に加え、9番では、支援団体の役割も基本的な事項として総則に定めさせていただきます。

次に、2章の基本的施策となりますが、ケアを必要とする方の状況が多様であることや、1人のケアラーが複数の方のケアをしている場合など様々な状況がある中で、介護、福祉、医療、教育など幅広い分野の施策を連携しながら一体的に支援をしていく考えの下に、総合的かつ計画的に施策を推進していくための計画を定めることとしており、条例が制定された後に、計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

そして、基本的施策の中の一つ目として、非常に大事な普及啓発につきましては、ケアラーご自身に支援が必要であることを理解していただく、あるいはなかなか周囲の理解が得られないといった実態調査の結果等も踏まえまして、ケアラーの方々への理解を広げていくことが必要と考えておりますので、道だけではなく関係する方々が一体となって、道民の皆様のご理解も含めまして、必要な普及啓発と措置を講じていくというものでございます。

次に、ケアラーの早期発見と相談の場の確保としておりますが、もちろんケアラーの方々の方々の様々な相談に対応する人材の育成というものも含め、そういう相談の場の確保というものを定めております。

そして次に、ケアラーを支援するための地域づくりといたしまして、ケアラーの方に一番身近な自治体あるいは住まわれている地域で、地域の方々と一緒に、ケアラーの方やそこご家族が住みやすい地域づくりを進めていくための必要な措置を講じていくことを定めております。

さらに、資料の14番にはこうした取組を進めていくための推進体制の整備、15番目には財政上の措置と、そういうような条例の建て付けとなっております。

条例の素案につきましては、12月28日までパブリックコメントを募集しております。この内容につきまして、委員の皆様からもご意見がございましたら、そちらの方

	<p>でもご意見をいただければと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
中村座長	<p>はい。どうもありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から資料1について説明がございましたが、条例素案につきましては実態調査の結果を踏まえ、そして有識者会議の皆様や関係団体からのご意見等をいただき、素案として取りまとめさせていただいたところでございます。</p> <p>この中では「目的」の特に下の三行が、大変北海道らしい表現かなというところで読ませていただきましたし、「基本理念」の中には、この有識者会議の皆様からご意見をいただきました、ケアラーやヤングケアラーだけではなく、ケアを必要としている家族を含めた、世帯に対する一体的な支援が必要といった議論の内容も、反映していただいたのかなと思ってございます。</p> <p>そして「基本的施策」としては、先ほど条例が定まった後に作業を進めていくとご説明のあった計画の策定についても、この条例に位置づけていることがわかりました。</p> <p>この条例素案については11月29日から12月28日までパブリックコメントを実施しているということでございますので、その中でも忌憚のない、様々な道民の方々の声も来るかなと思ってございます。</p> <p>条例につきましては、ケアラー支援に関する基本的な理念を掲げているもので、具体的な取り組みは次年度策定するという計画の位置付けもございます。これらについて何かご意見等がございましたら、委員の皆様からのご発言をお願いしたいと思います。ご発言のある方につきましては大変恐縮ですが、挙手をいただければありがたいと思います。はい、それでは、小倉委員。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小倉委員	<p>はい、連合北海道の小倉でございます。</p> <p>この内容を拝見して、1点だけ気になっている点を申し上げますと、3の基本理念ですが、文末がすべて「何々しなくてはなりません」という、この表現にとっても違和感を覚えております。内容はこれでいいと思うのですが、例えば1番であれば、「夢や希望を持って暮らすことができるように行う」のように記載するとか、「何々しなくてはなりません」という表現が、禁止をしているかのようで、違和感を覚えました。</p> <p>せっかくの内容ですので、何とか前向きに取り組めるような文末のご調整が必要ではないかと感じましたので、発言させていただきました。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。事務局の方よろしいでしょうか。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>小倉委員、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>基本理念の中の「行われなければなりません」との表現でございますけれども、これはパブリックコメント用の表現でございますが、実際の条例の案文では「行われなければならない」と、さらに強い表現になってございます。</p> <p>いただきましたご意見も踏まえまして、私ども改めて検討させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
中村座長	<p>はい。パブコメ用の表現というところでございます。</p> <p>その他の委員の方いかがでしょうか。松本委員お願いいたします。</p>

<p>松本副座長</p>	<p>今の点に関わって、この「行わなければいけない」という表現については、主体はどこなのか、条例に記載されるかということが大きいと思うのですね。</p> <p>これは、道なり他の地方公共団体が主体として記載されるのであれば、むしろ「しなければならぬ」というように拘束をかけることが適切かと思えます。</p> <p>そこはこの条例の中で、どこが主体になるかということであって、おそらく小倉委員のご懸念は、広く道民全体に対してこのような縛りをつけるということに違和感を感じる方がいらっしゃるのではないかとご趣旨ではないかと思えます。</p> <p>その行う主体はどこだと想定されて、この理念が出されているかということをご説明いただけませんかでしょうか。</p>
<p>事務局 (杉本課長)</p>	<p>松本先生ご意見ありがとうございます。こちら、「行われなければならない」という言葉の主語は、「ケアラーの支援は」となっており、文末には「～で行われなければならない」との文章となっております。</p> <p>また、主体ということですが、私ども行政機関のほか、道民の皆様、事業者や関係機関ですとか、こうしたケアラーとその周囲の関係者が一体となってケアラーの支援を行うということが基本理念でございますので、このようになっております。</p>
<p>松本副座長</p>	<p>よろしいでしょうか。いま道民全てを含むということでしたけれども、目的では、「道の責務並びに～の役割」というように広くかかっているのですけれども、ただこの基本理念の中の「しなければならぬ」というのは、例えば、ご家族が、あるいはご親戚が、例えばその別の家族がケアラーの方を少し支援するようなことを想定に置くものと、自治体あるいは公共団体が、何か施策を組む時では違うので、この書き方が違うように思うのですね。</p> <p>そういう意見があったということをご検討いただければと思います。広くということであれば、私も先ほどの小倉委員のご懸念に賛同いたします。公共団体が支援の主体ということであれば、条例で縛るといふか責務を定めるということが当然だろうと思います。以上、意見です。</p>
<p>中村座長</p>	<p>はい。よろしいでしょうか。これからのパブコメの整理の中で、ご検討いただきたいと思えます。それ以外いかがでしょうか。はい、それでは、澤田委員お願いいたします。</p>
<p>澤田委員</p>	<p>はい。まとめていただいてありがとうございました。</p> <p>今の点について私の意見を言いますと、立場性というよりは、一人一人が市民として、そういう社会を目指そうという意味なのかなと捉えていましたので、主語が誰になるのかというか、誰でも、すべての市民かなと私は捉えました。それだけがまず1点意見です。</p> <p>あと、私が意見したいと思ったのは、「基本理念」の(5)と、「ケアラーの早期発見・相談の場の確保」の(2)のヤングケアラーに関するところですが、表現はこれでいいと思うのですが、例えば「基本理念」では、「ヤングケアラーは本人の意向を踏まえた上で適切に行われるとともに」とありますが、ここはそうだとは思っているのですが、いつも当事者の話を聞くと、本人の意向を聞かれると、親をかばって、このままで良いんですって言うんですね。</p>

	<p>決して家族から離れる選択ということを自分からすぐにはできる状況ではないと理解していますので、「意向を踏まえる」と言うと、「大丈夫です」と言うと、「もういいんですね」みたいになってしまわないかという懸念があります。</p> <p>ですから、例えば「ケアラー本人の意思決定支援が適切に行われるとともに」とか、意思決定というところから支援が必要なのではないか、意向表明そのものにも支援が必要なのではないかというニュアンスがあった方が良くはないかと思いました。以上です。</p>
事務局 (杉本課長)	ご意見ありがとうございます。ただいまのご意見をいただきまして、私どもの方でも改めて検討させていただきますので、ありがとうございます。
中村座長	はい、それでは松本委員お願いいたします。
松本副座長	<p>今の点に関わって、ヤングケアラーだけ「本人の意向」と書いてあるので、変ではないでしょうか。これはもう全体に関わることなので、ヤングケアラーのところだけに書くことではない。ご本人の意思が尊重されるということは、最初のところで「個人として尊重される」という言葉の中に、意向の尊重が当然入ってくる訳ですので、ヤングケアラーのところにもわざわざ書く必要はないと思いますけど。</p> <p>「適切に行う」という部分も、それは全て適切に行われるべきで、ここだけ適切に行うと書いてあるのは、やや違和感がありますね。</p> <p>また、子どもの権利が尊重されるということが大事だということですが、適切な教育の機会だけなんかもう少し浮いてしまっている感じもしますので、これでもいいですけど、「育成される」といったような、子どもの権利の観点からも検討される必要があるとか、そういうことですよ。育成とか教育の他にも、余暇の権利とか遊ぶ権利とか意見表明の権利とか、そういうような権利もありますので、ここに限定されないということがわかればいいかと思えます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。子どもの権利の観点の部分は、もう少し整理をしていただくということと、ケアラー・ヤングケアラー両方にとっての意思決定の部分がありますので、それはご検討いただきたいと思います。</p> <p>森委員の方も手が挙がっていたと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
森委員	<p>栗山町の森です。よろしく申し上げます。</p> <p>今回、条例素案を拝見させていただきまして、基本的事項だけでなく、基本的な施策を定めたということで、一歩踏み込んだ条例になっているように感じました。</p> <p>その中で2点だけ確認したいところがございまして…。</p> <p>8番の「ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割」とあるのですが、ここでいう関係機関の定義と、2番の「定義」の中の関係機関との整合性はどうかかなというのが一つです。</p> <p>それと9番目にある「支援団体の役割」。ここで急に支援団体となっているのですが、この支援団体というのはどういう団体を想定しているのか、定義に加える必要がないのかということで、この2点を確認したいと思いました。</p>
事務局	子ども子育て支援課の山田でございます。

(山田主幹)	<p>まず1点目は、8番の「ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割」についてでございますが、2番「定義」の(3)「関係機関」の中に、「教育に関する業務を行う機関」と記載しておりまして、7番「関係機関の役割」の中にも、当然、教育に関する業務を行う機関も含まれるのですけれども、ここは特に教育に関する業務を行う関係機関として学校や教育委員会などの役割を、8番の項目として、特出させていただいているということでございます。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>支援団体につきましては、パブリックコメントの様式には定義を掲載しておらず、大変失礼いたしました。条文では、支援団体につきまして定義してございます。</p> <p>ケアラーの支援を行う地域組織、団体というように定義しており、各地域でケアラーの方々を支えていらっしゃる有志の団体も含まれますけれども、そういう団体を想定してございます。</p>
中村座長	<p>森委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>その他、今西委員、お願いいたします。</p>
今西委員	<p>よろしくお願いたします。</p> <p>今の支援団体のところに関して、道としては具体的にどのような支援団体を想定しているのかということと、関係機関との棲み分けがあまりピンとこないのですけれども、これから例えば支援団体を作ることを見越した上での書き方なのか、その辺が少し見えてこなかったもので、スクールソーシャルワーカーはどちらに入るのかも確認したいということが1点。</p> <p>もう1点は、14番目の「推進体制の整備」について、道の体制整備の内容を書いていると思うのですが、4番「道の責務」の中で、いわゆる連携ですとか、そういったところをつなぐ役割も果たしますよと書いていますので、体制整備という規定の中に連携ということを入れないのか、やらないのかということについては、どのようなお考えがあるのかを、教えていただければと思います。以上です。</p>
杉本課長	<p>今西委員、ご意見ありがとうございます。</p> <p>支援団体のイメージといたしましては、新しく作ることは今の段階では想定しておりません。関係機関といたしましては、実際には法人や施設、社会福祉協議会といったような、福祉に関する業務などを行う団体を考えておりますけれども、支援団体につきましては、民間の方やNPO法人、あるいは地域の町内会といったような、地域でケアラーの方々を支援していただける団体を想定しております。</p> <p>次に推進体制につきましては、こちらは北海道が実施をしていくというものでございますので、道の庁内連携会議ですとか、あるいはこの有識者会議ですとか、支援に関する施策を議論、協議する機関ということで、私どもの関係部局で構成するもので協議していくというような推進体制を整備することとしておりまして、ご意見のあった連携の部分に関しましては、確かにおっしゃるとおりの部分もあるかと思っておりますので、改めて私どもの方で検討させていただきます。ありがとうございます。</p>
中村座長	<p>今西委員よろしいでしょうか。</p>
今西委員	<p>支援団体と関係機関の役割付けが、少しわかりにくいように思いますので、それをも</p>

	<p>う少しブラッシュアップできると良いのかなと感じながら聞いておりました。</p> <p>位置付けをはっきりさせなければ、誰が支援をするのか押し付けが始まってしまうと良くないと思いますので、民間の支援団体を指定するとか、何かやるということを目論んで支援団体と明記する方が、ケアラーの方々には一番わかりやすいのではないかなと思います。</p>
中村座長	<p>これらのご意見を受けて、またご検討いただきたいと思います。</p> <p>それ以外、よろしいでしょうか。はい、それでは澤田委員お願いいたします。</p>
澤田委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど松本委員の「本人の意向を踏まえた上で適切に」というのは、ヤングケアラーに限らず全てではないか、というご意見は本当にそのとおりでと思ったのですが、この文がなくなってもいい、ということではないですね。</p> <p>松本委員に確認です。</p>
松本委員	<p>そこを削除するという意見は述べていません。</p> <p>そこはむしろ中心に置かなければいけないという意見を述べました。</p>
澤田委員	<p>それに伴って、それを支えるには、この文については、意思決定支援ということが欠かせないというのが私の持論です。</p>
事務局 (山田主幹)	<p>子ども子育て支援課の山田です。</p> <p>先ほど、それからただいま、澤田委員と松本委員と座長からお話のありました、ヤングケアラーの支援について、「本人の意向を踏まえた上で適切に行われるとともに」というところにつきまして、なかなかヤングケアラー本人が自分の意見を言うとか、それから、本当は支援が必要なかもしれないのですが、本人が「特に必要ないです」といってしまう場合もあると思うのですが、ここは本人の意向を踏まえた上でいらないといったらそのまま支援しないとか、そういうことではなくて、やはり本人はそういうにいていたとしても、周りの大人が、子どもの権利及び利益が尊重されているかどうか、健やかに育成され、教育の機会が確保されているかということ、よくその子どもの状況を把握した上で、必要な支援に繋いでいこうと。そういう理念に基づいて記載しているところでございます。</p> <p>しかし、お子さんの中にも、自分がヤングケアラーと気づいていない方がいたり、当たり前だと思って家族のケアをしている子がたくさんいると思うのですが、例えば今は支援が必要ない状況だったとしても、いつでも苦しい時や困った時には、そういう支援を受けることができる。ただ周りの大人が、話を聞いてくれるのだということ、子どもには丁寧にお話しした上で、意向を踏まえた上でという思いで書かせていただいたところでございますので、ご理解をいただければと思っております。よろしく申し上げます。</p>
澤田委員	<p>そのことは私も十分理解しているつもりなのですが、ただ文章というものは一人歩きするものだと思っていて、本人の意向を踏まえた上という、意向が絶対に優先されるのではないかという懸念です。そこをちょっとお伝えしたいなと思いました。</p>
吉田局長	<p>今、山田主幹が言ったのは、「思い」としてですが、確かに先生がおっしゃるように</p>



	<p>言葉が一人で歩くというか、今ちょっと解釈がどうだとなっていると思うので、そこはちょっと法令的なところともまた調整させていただきたいと思います。皆さんが誤解したり、本質がちょっと違う方向に向いていくような文言であれば、それは修正をしなければいけないと思いますので、協議させてください。</p>
中村座長	<p>はい。今の部分は大変重要なところだと思いますので、意思決定支援が適切に進められることも含めて、はい、松本委員、お願いいたします。</p>
松本副座長	<p>澤田委員と同じように、ここでの了解事項では済まなくて、文言として正しくそれが伝わるといことが大事だということに思います。その時に、今、議論になっているのは、先ほど事務局からご説明ありましたけど、きちんと説明をすとか、きちんと意見を聞くとか、意思を決定することを尊重すとか、そういうプロセスが場合によっては、介入的な支援も伴う場合もあるというように、そういうことが阻害されないように書いてくれということだったと思います。その点は確認をしたい。</p>
事務局 (山田主幹)	<p>そういったことも踏まえまして、これは検討させていただきたいと考えております。この表現はこの条例以外でも、道の少子化対策推進条例とか、そちらの方にも同じような表現もございますし、そういったことも踏まえながら検討させていただければと思います。</p>
中村座長	<p>検討の方、よろしくお願いします。その他よろしいでしょうか。 はい、松本委員、お願いいたします。</p>
松本副座長	<p>別の点です。11番の「普及啓発の促進等」のところの文言で、「道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解した上で必要な支援を求めることができるようにするため」とあります。これはおそらくこれまで議論の中で、ご本人がきちんといろんな情報なり状態を理解するということはとても大事だよねというふうな文脈の中に出てきていると思うのですけれども、そのことに異論はないのです。ただ、こう書くと、必要な支援を求めるということに条件がついている感じがするのです。ちゃんとわかった上でやれよと。これは必要な支援を求めてから、いろんなことがわかっているということがありますので、こういう形で続けてしまうと必要な支援を求める時には、ちゃんと自らの状況を分かった上でやってくれよというように条件をつけている形になります。なので、そういうふうにも読まれても、この一連の議論を了解していないと、そういうふうにも逆に思われてしまう文章になる。書くとしたら、一連の文章を続けたい。必要な支援を求めるため、ご本人に対する適切な情報提供、説明で、ご本人がいろいろ判断できるような、助けるとか、そういうことが実質的な内容だと思います。これはちょっと分けるということが、正しく理解するという方がむしろ適切に判断できるような情報をきちっと提供するということかと思えます。以上です。</p>
中村座長	<p>それでは、ご検討していただけることとしたいと思います。 それではよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。 続きまして、二つ目の議題の方に進ませていただきたいと思います。支援施策について、事務局の方より説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (北山補佐)</p>	<p>はい。高齢者保健福祉課の北山でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私の方から、議題の２番目の支援施策につきまして、資料２以降についてご説明させていただきます。なお、後半の資料は、所管課が異なりますので、説明者を入れ替わったりさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>まず、お配りしております資料２と資料３ですけれども、資料２につきましては、有識者会議における主な意見ということで、これまでの意見をまとめさせていただきました資料です。資料３につきましては、道の取り組みの主な広報状況という資料なのですけれども、これまで行っている道の広報状況についてまとめさせていただいた資料です。次に資料４ですけれども、こちらはこの広報の中で、リーフレットというものを作らせていただきまして、このリーフレットをご参考までに添付しました。もうホームページ等でご覧になられている方も、いらっしゃるかとは思いますが、参考までにこういった情報を載せて、普及啓発の部分、取り組んでいることがございますことを資料として提供させていただきました。</p> <p>なお、追加資料ということで急遽、追加させていただいた資料をご覧ください。横の表となっている資料で、「有識者会議における意見と対応」というタイトルがついている追加資料ですけれども、こちらの資料２と資料３をコンパクトにして表としてまとめさせていただいた上で、今後の対応と取り組み状況という形で、図で現させていただきました資料となっております。こちらは本日ご議論、ご意見いただくポイントとして「早期発見、相談支援体制」の部分についてもご意見いただきたいと思うのですが、その前段で、これまで有識者会議の方でもご意見いただきまして、大きく三つの理解促進、普及啓発ですとか、早期発見、相談支援体制として地域づくりに関する意見をいただいた上で、まず道として取り組めるものにつきましてはは行っていくという観点から、一番上の普及啓発、理解促進、こちらの方で既に取り組んでいる状況を「主な取組状況」という部分ですけれども、記載させていただいております。条例につきましては当然、制定に向けて今作業を行っております、それに関連いたしまして、パブリックコメントの実施ですとか、関係機関の皆様や各関係団体の皆様から条例につきましてご意見を伺いながら、ご協力いただきながら、いろいろ素案としてまとめさせていただいております。下の黒丸ですけれども、シンポジウム、こちらにも有識者会議の委員の皆様にもご協力いただきまして、先日、11月18日にオンライン開催という形で開催させていただきました、YouTubeというものを活用して、配信させていただきました。見逃し配信という部分を配信、また後日も見られる状態になっておりますが、こういったものを通じて、道民の皆様に対して普及啓発を行っております。また下の丸なのですけれども、こちらは道のホームページ等で情報発信の取り組みですけれども、有識者会議での資料や議事録ですとか、あと議会議論ですとか、あと先ほどご説明しましたリーフレットですとか、そのケアラー支援に関する情報をホームページ、もしくは道のTwitter、ブログ、メールマガジン、道のSNSを活用しまして、普及啓発あるいは情報発信を行っております。その下は、啓発リーフレット、先ほどリーフレットを道庁ロビーですとか、あと市町村さん、相談支援機関、学校などにも送らせていただいて、配布</p>
-----------------------	---

をさせていただいております。こちらは着手できるものはとりあえず取り組むということで、普及啓発の部分をまず取り組ませていただいております。この部分というのは今後の対応も引き続き、当然継続していきますし、さらに良い工夫をして、より良い部分がありましたら、どんどん情報発信していきたいと考えております。普及啓発の部分につきましては、こういった形で取り組んでおりまして今後も取り組んでいくということになっております。

続いて「早期発見、相談支援体制」という部分につきまして、既存の、特に高齢者と障がい者の部分につきましては、既存の当事者の方のケアといたしますか支援について、現行であります相談支援体制の部分でありまして、それに対してケアラーの支援という新しい視点だとか、そういったものが必要になってくると思うのですけれども、その既存の体制に、後程の資料で現行の取り組みですとか、相談体制をご説明させていただいて、要するに、高齢者・障がい者を含めた福祉の部分と、いわゆるヤングケアラーの関係する学校とのつなぎといたしますか、そこをつなぐ必要な体制というか仕組み、そういったものについて、ご意見をいただければと考えておりまして、今後対応の部分を太い枠でさせていただいたのですけれども、今回の第6回の会議においてご意見いただきたい事項としてテーマを絞らせていただいております。次回以降は、まず、下にあります「地域づくり」の部分について、またご意見を賜りながら、今年度は条例を作り、次年度からその計画等を策定する上で、また今後、できるものから取り組んでいくという次年度の施策に、いろいろご意見を反映させていければと考えておりますので、相談支援体制の部分につきまして、資料の説明をいたします。

資料5をご覧ください。こちらの高齢者の部分の後段の部分で一番メインとなります、地域包括支援センターの図ですけれども、国の方で作っている資料を引用させていただきました。皆様ご存知だとは思いますが、こういった高齢者の場合ですと地域放送包括支援センターが中心となって、こちら市町村さんが設置主体となっております。保健師さん、社会福祉士さん、あと主任ケアマネジャーさん等を配置して、高齢者の方のいろいろ介護ですとか、ケアですとか、介護予防ですとか、総合相談、そういった相談支援業務を行っているところであります。この図にもありますが、いろいろ業務も分かれておりまして、表として文言をまとめさせていただいたものが資料6になっておりまして、後ろがバラバラ別れて移りまして申し訳ございませんが、地域包括支援センターの概要ということで、二つ目の業務の内容、上から介護予防ケアマネジメント業務ですとか、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務ということで、様々な機能といたしますか、そういう形で高齢者の方々の支援を行っているところですが、こういう既存の、あくまでも当事者という視点といたしますか、部分での仕組みはございますが、これをケアラー支援、その家族と一体となって支援していくという条例の理念でも掲げておりますが、そういった場合には、既存の地域包括支援センターの機能にケアラーの視点、そういった部分を研修なり勉強会なりで織り込んでケアを行っていくと、ある程度機能していくのではないかと、という部分もございますので、まずは、高齢者の部分の相談支援体制ということで説明させていただき

	<p>ました。こういった部分の仕組みに新たな、こういった概念ですとか、こういっただけでは足りないのでプラスアルファなどをご意見いただければありがたいですし、引き続きこの次、障がいの部分ですとか、高齢と障がいを含めた福祉の関係と学校との繋ぎという部分で、説明を引き続き行わせていただきたいと思います。続いて障がいの部分をご説明させていただきます。</p>
<p>事務局 (谷口補佐)</p>	<p>障がい者保健福祉課の谷口と申します。よろしくお願ひいたします。私の方からは、障がいのある方の相談支援の体系についてご説明をさせていただきます。資料の7をご覧ください。障がいのある方の相談支援につきましては、大きく三つ役割があるというふうに考え、捉えておまして、それぞれ分担しながら相談支援の体制を構築しているという状況でございます。資料7では、大きな三角があるのですけれども、この三角の一番下の部分でございますが、これは最も身近な相談ということで、ご家族やご友人、ご近所の方などによる日常的な相談という部分がまずあって、この部分には例えば、民生児童委員の方なども含まれまして、必要に応じて、市町村など関係機関に相談を引き継ぐ、そういうこともあるかと思ひます。その上の台形部分が市町村の役割の部分になりますけれども、市町村はすべて、障がいに関する一般的な相談に対応することとなっております。また、より専門的な相談ですとか、虐待防止の相談、地域の相談支援事業所への専門的助言なども行ひます基幹相談支援センターを設置している市町村もございます。市町村に寄せられる相談の中には、単独、一つの市町村だけではなく、市町村を跨いだ広域的な対応が必要な内容のものもございますが、その部分につきましては、必要に応じて、道から支援を行うというような仕組みとなっております。そして、この三角の一番上の方ですね、こちらが道の担う役割となっております。高い専門性を有する相談支援ですとか、広域的な支援を担っております。資料の右側の部分になりますけれども、道の役割としましては、市町村への相談、専門的、広域的な支援を行うために、発達障がい者支援センターですとか、障がい者就業・生活支援センター、精神障がいの地域生活支援センターなどを設置、運営しておりますほか、相談支援に関する基盤整備といたしまして、相談支援従事者の養成ですとか、資質の向上などにも取り組んでおります。その他、道内の21の障がい保健福祉圏域ごとに地域づくりコーディネーターを配置いたしまして、地域づくりガイドラインを活用しました、地域の相談支援体制の充実を図るための支援を行っております。道では、地域における障がいのある方の相談支援体制の充実に向けまして、このような取組を行ってきておまして、この中で、当然ケアラーの役割を担われておりますご家族への支援が行われるように取り組んでいる部分はあるのですけれども、今後は、障がいのある当事者の方への支援は元より、ケアラーの方への支援も視野に入れた相談支援体制が地域で構築されるように取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>事務局 (山田主幹)</p>	<p>それでは続きまして、お手元の資料8、地域におけるヤングケアラー支援体制の検討、この資料についてご説明を申し上げたいと思ひます。こちらの資料の左側でございますが、日頃から子どもと接する機会の多い、子どもの指導をしている学校において、ヤン</p>

	<p>グケアラーを把握した場合、その子が健康状態、生活環境の確認と書いていますけれども、普段ちゃんと眠れているのかですとか、その子がケアをしている家族はどのような状況なのかですとか、また、教育の機会の確保として、確保状況としてちゃんと学校に通って授業を受けられているのかなど確認して、支援の必要性について把握をし、支援が必要な場合、虐待が疑われる場合は児童相談所へ、また虐待や学校生活に重大な影響はないものの、支援を必要とする場合につきましては、右側に記載の外部の機関に対しまして、学校や、スクールソーシャルワーカーが情報提供ですとか、支援機関への取り次ぎを行うという必要がございます。つなぎ先といたしましては、資料の右側に記載しておりますように市町村、福祉関係部局を始めとする関係機関ということになります。これまで、皆様方からいただきましたご意見、有識者会議の中で、いただきましたご意見の中で、ヤングケアラーは学校での発見が重要であり、学校での認識をさらに深める必要があるのではないかとすとか、ただ、全てを学校で担わせるっていう事は難しいということもありまして、地域が一体となった支援体制を目指すべきではないだろうか、というご意見ですとか、ヤングケアラーの場合であれば、子どもへの支援のみならず、支援が必要な大人の問題としても捉えるべきじゃないでしょうか、というご意見をいただいております。ヤングケアラーに関しては、学校と福祉関係者との連携の強化が必要ではないか、といったご意見をいただいているところでございます。こうした学校ですとか、福祉部門、こちらの方の連携について、他の自治体などの取組におきましては、関係機関と連携をして、関係機関との連携ということで、学校はじめ、支援に携わる機関等による会議を開催し、実際に対応した好事例などを共有するといった取り組みをしている自治体ですとか、また、ヤングケアラーの支援に向けて教育と福祉の合同研修を実施しているという自治体もございまして、学校の教職員ですとか、市町村教育委員会の職員ですとか、それから、市町村児童福祉担当職員から社会福祉協議会や、地域包括支援センターの職員等を対象といたしまして、合同の研修を行って講義ですとか、またグループ討議等行っているといった取り組みをしている自治体もございます。それから実態において、ヤングケアラー本人と、それから関係機関からの相談窓口相談支援をする窓口を実際に設置しているという自治体もございまして、こういった取り組みが行われているといった、自治体の例もございます。こういったことも踏まえまして、北海道としても、教育と福祉関係機関と連携の充実を図って取組について、具体的な検討をしていく必要があると考えているところでございますが、これにつきましても、ご意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
中村座長	<p>はい。事務局の方から、資料につきまして高齢、障がい、子どもと含めて、一括して説明がございました。その中で特に、今回については支援施策の中で、早期発見、それと相談支援体制のところについて、ご意見をいただきたいというところでございました。本日の終了時間の関係もございまして、これについては今回だけということではなくて、もしも時間内に終了しませんでしたら、次回の第7回においても引き続き議論させていただきたいと思っておりますので、時間の中で、まずご発言をいただきたいと思っております。これは一括全部でよろしいですか。はい、それでは、説明いただきま</p>

	<p>したすべての部分について、ご意見がございましたら、挙手をいただきたいと思います。はい、それでは、鈴木委員よろしくお願いたします。</p>
鈴木委員	<p>石狩市教育委員会の鈴木です。説明ありがとうございます。</p> <p>高齢者それぞれ障がい者については、地域包括支援センター、あるいは基幹相談支援センターということで、既に相談の枠組みというのですかね。国の法律含めて、できているというのは、市町村の立場として認識と一致している部分です。これからいくつかお話させていただきたいのは、ヤングケアラーに関しての部分ですけれども、資料8で、ヤングケアラーの支援体制の検討という部分ですけれども、実はこの構図の中で「つなぐ」という部分ですけれども、これはやはり、なかなか北海道としてはそこまでは書き込みにくいと思うのですけれども、やはり条例の素案の中でも、市町村が果たす役割の重要性というものは言及している中で、やはりここに、市町村、地域というものが当然入ってくるのではないかという認識を持っています。その中で、じゃあどこがどういふうに「つなぐ」のかという部分は、これまでの有識者会議の中でも議論があったところだと思うのですけれども、教育委員会、児童福祉部局、あるいは民間という部分になると思うのですけれども、施策の部分で、道に対して期待する部分としましては、やはり、この条例を作って、どのように市町村でその支援体制を作っていくかという部分でいきますと、マニュアルであったり、ガイドラインというものを作っていくことによって、市町村理解が進むと考えています。その中で、市町村によって、やはりどこに支援体制を置くというのは、それぞれ取り組みの考え方があったり、既にある機能等も違うと思いますので、既に好事例とかもあると聞いておりますので、そこを例えば、条例がスタートして、道教委と福祉部局が連携する中で、意見交換会議、そこに市町村の教育委員会、児童福祉部局が入った中で、どんな支援体制が望ましいのかという意見を聞きながら時間をかけて、マニュアルであったり、ガイドラインを作りたいという部分が、市の立場としての意見でございます。</p> <p>もう一つ、お話しさせていただくと、相談の場というのものも、この資料8でスクールソーシャルワーカー、学校から、ここの外部の関係機関に連絡をするのかという、なかなか身近じゃない機関ということで、そうした場合に、例えば、既存の機関の役割とか、人材の確保が難しい場合に、コーディネーターを置くというモデルを、手挙げ含めて、市町村に働きかける。そんな中で、やはりここは、どんな形で支援体制を作っていくのかという部分は、他の先行している都道府県含めて、まだまだ形になっていない部分の、北海道としてどうモデルを作っていくかという部分になると思いますし、非常に重要になる部分だと思いますので、この部分を、条例スタートしてすぐではなくて、そこをどうしていくのかという方向性を持ちながら、ぜひ、市町村が取り組みやすい環境を作りたいと感じております。これに対して何か意見等があればよろしくお願いたします。</p>
中村座長	<p>はい。どうもありがとうございます。この部分について、あわせてご意見等ございますでしょうか。はい、それでは澤田委員、よろしくお願いたします。</p>
澤田委員	<p>ありがとうございます。私もこのヤングケアラーの資料8については、大事な部分だ</p>

	<p>と思っています。今のように市町村が動きやすいようにというのも、ごもつともだなと思っています。</p> <p>私、この資料について、一つすごく考えているのが、学校におけるヤングケアラーですけれども、18歳未満と考えると、学校に行っていないヤングケアラーも存在するのですよね。高校に進学していないヤングケアラーがいて、そういった子は学校で把握されることはないと思うのです。だからこの学校におけるというところは、ぜひ削除していただいて、SSWがすればいいということではないですから、なんかそういうように学校で発見されない方についても含めて考えていただきたいと思います。</p> <p>あともう一つ、虐待が疑われるというところですが、高校の年代で、義務教育を終えて16歳17歳で学校に行かないで必死になって親の面倒見ている、あるいは、ギャンブルの親の面倒を見ているという状態は、この虐待の四つの定義のどこにも当てはまりません。ですので、こういった子達は通告の対象にもなっていないので、家族が決めてやっていることだと捕らわれがちです。でも、ちょうど虐待防止学会が週末あって、そこで川口市の青年が、ずっと自分の小さい妹の面倒も本当に野宿しながら見ていて、最後は自分の祖父母を殺害してしまったという事件があって、まさにそのことだなと。誰も通告できなかったという、虐待という捉えにはならなかったという報告がありましたので、ぜひこの相談窓口、ケアラー、今虐待の通告窓口は明確ですが、やはりヤングケアラーの専用の窓口が私は必要ではないかと思っています。少なくとも子ども自身が、この外部の関係機関を選別して自分はここだな、と行って相談できることはありえないと思います。ですので、やはり特別な窓口を作る必要があるのではないかなと思います。以上です。</p>
中村座長	ありがとうございます。加藤委員、どうぞ。
加藤委員	<p>ありがとうございます。私も一点気になったところとしては、今、澤田委員おっしゃったように、「学校における」ということが大前提になっているので、その辺からは漏れる子などは結構いるのではないかな、といったところで、窓口も含めて、一旦検討しないといけないかなと思います。</p> <p>あとは、子どもの支援をしている人、あとは外部の関係機関で、こちらの話で恐縮ですが、江別市においては、うちの団体が結構このつなぐ役割を今、市民団体ですが、行っているケースが多いです。ご相談いただいて、関係機関につないでいるケースもたくさんあります。といった意味で、つなぐ部分ではコーディネーター役、もちろん能力等々ありますけれども、コーディネーター役はつなぐというところのコーディネート役はかなり重要な役割で、これはもう、設定は不可欠かなと僕は思っております。あとは、そのつなぐ役割の人間、あと外部の関係機関、子どもの支援をしている人、この三本柱は重要な部分だと思いますので、ともにこの三本柱で、研修会を行って、趣旨の確認をしたりだとか、連携を密にしていこうというのは、今後大事になっていくかなと思っています。以上です。</p>
中村座長	どうもありがとうございます。はい。松本委員お願いいたします。
松本副座長	今、お三方からご発言があったことと、かなり重なることかと思っておりますけれども、

	<p>発言いたします。「つなぐ」という表現がいいのかどうかというのはご検討いただければと思います。つなぐというのは逆に言うと、これ右側の方でやってくださいねっていう話だと思うのですけれども、両方に役割があるということが一つ。</p> <p>もう一つは、学校に行っていない子を含めて、例えば病院であるとか、地域包括の方でケアされている方のご家族に子どもがいて、子どもがケアラーになっていることがわかるということもあるわけですね。むしろそっちのルートはとても大きいと思うのです。うちに来ている患者さんも、いつも子どもさんが送り迎えしていたり、世話しているというようなこと、そちらの病院でケアをしているところから気づくと、それをどうしようかと提供していくということも大きなルートだと考えていますので、これは学校で見つけて福祉機関によろしく、というモデルに見えてしまうので、そこは双方向で、何か問題の提起なり発見があるし、両方が関わって、そこにご本人も関わってどうしようか考えると、そういう枠組みがない。本人も加わってどうしようか考えるという枠組みをどう作るかということなのだろうと思います。この図は、学校で見つけて、福祉機関によろしくっていう図になってしまっているの、ここでいろいろ議論されてきたことが、誤解をされるような気がいたします。</p> <p>先ほど鈴木委員がおっしゃいましたけど、これは既存のものがないので、どういうことをするかということ自体が大変大きな検討課題だということは、大変、本当にそうだなと思いながら、その枠組みをどう設定するかということは、もうちょっと議論しないとまずいなと。学校で早期発見って言葉だけで、学校で発見して福祉機関でやってくださいねというのは、そこは違うなと。おそらく、お三方の発言なりご懸念と同じ立場であります。</p> <p>もう1点は、高齢者、障がい者について既存の枠組みがあって、そうご説明あったですけれども、この条例ができて施策をするときに、既存のものどどこが変わるのかという話は、次の議論の時に示していただけると、条例ができたのでここが変わるといふことがあると議論がしやすいように思うわけです。</p> <p>ヤングケアラーの方は、ないものを作ろうという話で、他のところは、ここをもう少しこう変えよう、あるいは付け加えていこう、ということだと思います。そこはどこがどう変わる、それを想定されたということの資料を、簡単なメモで結構ですので出してあげると議論が生産的になると思います。</p> <p>以上、一つ目は意見、二つ目は進め方の意見です。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。時間の関係で今井委員が少し早く出なければいけないとのことですので、大変申し訳ございませんが、最初に今井委員の方から発言の方よろしくお願ひしたいと思います。</p>
今井委員	<p>申し訳ありません。よろしくお願ひします。今の皆さんから出ていたところと、重複するところもあるのですけれども、少し現場的なお話になると思います。</p> <p>例えば地域包括支援センターの立場で、配偶者の方のケアラーとか、そういう単独的な相談というのは、これまでどおりの対応でいいのかなと思っているのですけれども、今皆さんからお話があったように、一世帯に複数のケアラーがいる場合というのが、今</p>



	<p>後キーになってくると思うのですよね。</p> <p>例えば、高齢の配偶者がいてダブルケアをしている娘さんがいて、さらにお子さんもケアを担っているみたいな。こういった事例がうちのセンターにもあるのですが、これが増えてくると想定されますので、別紙6、7で包括、障がいという単独の資料が出ていますけれど、やはりイメージ的にはそういったところが横串に刺さるというか、一体的な支援をするというような構図が必要なのかなと思っています。</p> <p>ですから、「つなぐ」から「立体的な支援へ」という部分のポンチ絵みたいものが、資料になるのかわかりませんが、そういったことがやはり求められてくるかなと思います。先ほど松本先生からお話がありましたけれども、私どもが訪問した結果、その世帯に不登校になってしまっているお子さんがいらっしやって、おじいちゃんのケアもしながら、だけどおじいちゃんも認知症があってお孫さんにも八つ当たりしてみたいな、やはりこんな事例があって、私どもから学校の方に連絡を取らせていただいたというケースも存在していますので、そういった双方向なり、横串なり、立体的なという部分の支援体制というのが、やはりどこかで一本必要になるかなと現場的には感じておりましたので、発言させていただきました。よろしくお願いたします。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。先ほど手上がっていた方がおられたと思うのですが、はい、それでは桑原委員お願いたします。</p>
桑原委員	<p>すいません。私も重複した意見になるのですが、私事なのですが、ある時期、実母と義父母の3人の要支援、要介護認定を持っている高齢者を抱えていたことがありました。本当に大変だったのですが、ただ、相談支援窓口が地域包括支援センターで一本化されておりましたので大変助けられたということがありました。</p> <p>一方、皆さんおっしゃるように、ヤングケアラーとその家族の場合はどうなるのかなというところ。学校であったり、福祉、介護など、相談窓口、それから発見窓口、対応窓口が、今のままで多分複数になると思われるのですが、これを先ほど澤田委員もおっしゃったように、なんとかやっぱり一本化といいますか、一体化できないかなということが意見でございます。</p> <p>また複数に跨がる場合でも、そういった関係部分が密な連携が行える、もうちょっと深い支援体制づくりが重要になると思いますし、最も効果的な支援体制になるのかなと思います。</p> <p>組織がどうしても縦割りの形にならざるを得ない面もあると思うのですが、ヤングケアラーについては、極力責任部署を決めて横串を通して、責任の所在を明確にした支援体制をぜひ整備・検討していただければと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。今西委員、お願いたします。</p>
今西委員	<p>資料の作成ありがとうございます。</p> <p>内容をいろいろと見た上で他の委員の方々と、意見はほぼ同じなのですが、ヤングケアラー、ケアラーの人が発見されたときに、どこに連絡したらいいのかというところが、このフローチャートであったりとか、内容を見ていた時に、いまいち、ちょっと、どこにかけたらいいのか、というところに多分迷われるのではないかな、と</p>

	<p>思ったりしますし、いい意味で包括的なイメージ図にはなっていると思うのですが、逆にそれがヤングケアラーとかケアラーの人たちがいろんなところに分散してしまっていて、どこが統括して把握するのかということが、これで分かるのかな、というところがちょっと、ピンとこなかったです。</p> <p>道としての責務であったりとか、連携というところの一番最初の条例の部分にも重なってくると思うのですが、この仕組みを作った時に、道の方で把握できるかというところがイメージがもし湧いている部分があれば、教えていただければと思うのですが、支援をするというところの構図はわかるのですが、見つけて、そこを連携しながら繋いでいくために、この条例を作ってやっていくというところだと思っているので、もしかすると、北海道は大きいので、ここで市町村でそういった窓口であったりとか、集計するというところとか、対応のコーディネートする窓口を作るのであれば、市町村の役割がもしかすると北海道では大きいポイントになってくるのかな、と思って聞いておりました。</p> <p>ヤングケアラーのところの図もそうですけれども、仮に生活困窮者支援センターであったり、そういった事業所で見つけたよ、となった時に、どこに連絡すればいいのだろうか、というところで、「うち外部の機関だけど、どこに連絡したらいいかな」ってなると、児相なのか、SSWなのか、というようなことが起きるかな、と思ったので、この逆のつながり、先ほど委員からもありましたけれども、逆側の矢印も発生する可能性がありますし、どこかの司令塔みたいなところを作るというところが大事になってくるのかな、と思って見させていただきました。</p> <p>市町村の部分での役割ということも含めて、何か作ったほうがいいのではないかと、いうところが、全体を見たときの感想になります。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。その他の委員の皆さん、お手が挙がっていた方はいなかったですか。</p>
事務局 (吉田局長)	<p>吉田です。実は昨日、保健師の職員と話していたのですが、さっき松本先生がおっしゃったように、例えば70歳の方がいて、それをみている40歳のケアラーがいて、その下に15歳の子どもさんがいるという場合、包括はその15歳の子まで見ることができるのだろうかと話をしていました。</p> <p>それで多分、そのおばあちゃんと40歳のケアラーまでは見るのだろうけど、その下はきっと40歳の人ができないから代わりにやっているよねというぐらいで押さえているかもしれない、ひょっとしたらヤングケアラーの可能性もあって、その子のことも含んでやっているのかもしれない。</p> <p>まず僕らもそういったことをリサーチしなきゃ駄目だねって言っていたのがまず1点目と、2点目はそのヤングの方でいうと、包括などの相談支援機関と学校など教育機関の連携と言いながら、果たしてどちら側から始まった連携があるのかということが、僕がわかっていないので、そこをいろいろ聞いてみないと、あるいは第三者、違う人から始まっているのかなあと思ったりしています。</p> <p>それと25歳の方がいて、50歳の例えば難病の方をお世話しているケアラーがいたと</p>

	<p>した場合に、どこの法律に関わるかなと思いつつ、どうしたらいいのだろう。</p> <p>その方をどうやって見つけて、アプローチするのかなあと思ったときに、これは全部市町村がある程度中核にならないと駄目なのかなと思ったり、冒頭のご挨拶で発言させていただいたのは、この広大な北海道の中で、地域によって相談支援機関があるとか、ないといった問題、人材の問題もあると思うのですけれども、やっぱり市町村を中心としてやっていただく、地域の方々もいろいろ障がい者サロンを作るとかもあるので、やっていただくときに、僕たちがきちんと説明できて、こういうことをやっていかないといけないんだ、それはすぐできなくても、何年かかかるかもしれませんけどといったことを、人を動かすものをどうしたらいいのか、と本当に考えていて、それで今日、どうしたらいいのだろうと、まずこういうところから着手してみたらという、ご助言いただけないかなと思いつつ聞いていました。</p> <p>本当に悩んでいて、どういうふうにやっていったらいいのでしょうかね。確かに資料の8で言えば、この「つなぐ」というのが非常に難しい。つなぎができないから困るのだなと思いつつですね。</p> <p>すいません、取り留めもないことで、ここが重要なポイントだと、私個人的にすごく思いつつ、困っている方、あるいは自分は困っていると感じていない方も、誰か見つけて、どうやってうまくつなげていくのかな、ということに悩んでいます。</p>
西村委員	<p>ケアラー、というから初めての感じがするのですけれども、そもそも介護者という部分では市町村でもいろんなノウハウがあると思うのですよね。だから、新しく作るのではなくて、今までのものを出していただきながら、今はヤングケアラーのところは今まで落ちていたというか、そういうところがあったと思うので、それをどうつなげていくか、というか、それをどう救い上げて、支援していくかというところでやれば、何もないわけではないと思うのですよ。皆さん市町村でやってきているので、と私は思うのですよね。</p> <p>あと、先ほど松本委員が言ったように、条例ができたらどこが変わるのかとか、私も実際に介護者の支援をしていて、どんなふうになるのだろうと、正直なところ思っていることなので、その辺も含めて提示していただければ、ありがたいかなと思います。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。今回のこの部分につきましては、最初にお話しましたとおり、今日だけではなく、次回も引き続き、いろんなご意見をいただきたいと思いますが、はい。松本委員お願いいたします。</p>
松本副座長	<p>事務局の方のご準備もいただいたこともあって、かなり踏み込んだ意見交換ができただろうと思います。それでやはり高齢者・障がい者・ヤングケアラーとして、こういうふうに分けてそれぞれ考えるとしても、そこが複合しているような場合とか、家族の中に複数のケアラーあるいは要ケア者がいる場合は、やはり念頭に置きながらやらなきゃいけないということ改めて思いました。それこそがケアラー条例を作る意味だろうと思います。ケアラー条例として作る意味だろうということを改めて感じました。</p> <p>吉田局長がどこから手を始めるかということは、その横串のイメージというものを、</p>

	<p>我々が議論をするということと、それを継続的にいいもの作っていきけるような、何かフレームワークなものを、どういうふうに条例の中で設定するかということが、大きいのかなというふうに思います。</p> <p>やはり、ケアの局面から見ると、ケアラーにはなかなか目が届かない。特に大人のケアラーがいる場合には、子どもになかなか目が届かないということがとても大きなことだと思いますし、一方で、澤田委員がおっしゃったように、特に10代後半の場合に学校というところに包摂されていない子どもというのは、どこで誰が関わるかということですね。むしろケアを受けているところからしか見えないこともあるかと思しますので、既存のケアの仕組みを、子どものヤングケアラーの観点を入れてどういう支援の対象を作るかという、多分そこが問われているということは痛感をいたしました。</p> <p>それぞれの既存のものを有効に機能させるということと、それを繋いでいくようなフレームワークということだろうと思うのです。そちらの后者の方の議論を、イメージができてそれが、条例ができたことでフレームワーク作りが活発になっていくということが、とても大事だと思いました。</p> <p>吉田局長がどこからおっしゃいましたので、私なりに、そこに市町村がどう絡むかどうかっていうのは、行政的な仕組みなり、地域の団体が実際どう絡むかというのはいろんなご議論があって、それは知恵の出どころかと思えますけど。今日の議論を私なりに、そう受け取りました。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございました。松本委員の方から、全体的にまとめていただきましたが、大変ありがとうございます。それ含めて、今後また次回に向けても、事務局の方で今日のご意見等々含めて、もう一度ご検討いただきながら、また準備をいただきたいと思えます。</p> <p>時間的なところもありますので、大変貴重なご意見をいろいろいただきまして、本日はこれで締めさせていただきたいと思えますが、どうしても最後に一言だけという方がいれば、はい。鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>すいません。次回に向けての動きということで、今の松本先生の意見を含めてですね、事務局で検討をお願いしたかったのですけれども。今年の5月に国がまとめた報告書の中で、国は、重層的支援体制整備事業ということで、包括的な支援体制の整備というもので、多機関連携というものをどうしていくか、ということも着目しているのですよね。それが一つの我々の議論のヒントということで、新たなそういう支援体制の枠組みを作るのではなくて、既存のもので、そこを多機関連携で作っていくのかという部分が、国が考えている資料が参考になるかもしれないので、この辺の情報収集をしていただいて、もし、我々が議論を深められるのだったら、その情報提供を次回の会議の中で検討をお願いしたいなど、最後にお伝えしたいと思います。</p>
中村座長	<p>はい。大変ありがとうございます。</p>

今西委員	<p>それに関して追加があったのですけれども、もし可能であればというところで、多分その重層的な支援の取り組みで、多分社協が結構そういったようなところを委託を受けてやっていくという動きが出てきているはずだと思うのですよね。</p> <p>自治体によって、そこが請け負えていないというところがあると思うのですけれども、その辺の今後のビジョンに合わせていくのであれば、社協の機能というか、その重層的な部分のどこが担うかということを見越して、ビジョン描いてみるっていうのも、何かヒントが出てくるのかなと思いましたので、コメントさせていただきました。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>社協側として、従来からなんでも相談含めてやってきた社協もでございますので、一つの関係機関として、しっかりと変わっていく必要があると思っています。</p> <p>あとよろしいでしょうか。それでは、今日の会議の方はここで締めさせていただきます。事務局の方にお返しをいたします。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>皆様、本日は貴重なご意見を賜りまして、どうもありがとうございました。いただきましたご意見を伺いまして、私どもの方でも次回の会議までの間に、いろいろ情報収集、あるいは検討の方、進めさせていただいて、その上で皆様にまた改めて、ご意見を賜るような形の資料をまとめさせていただきます。</p> <p>今回の資料につきましては、本当にぎりぎりになりまして大変申し訳ございませんでした。次回からちゃんと、当たり前のことなのですが、しっかりと皆様にご検討いただけるようなお時間を持たせていただくような形で資料の方をまとめさせていただきたいと思っておりますので、今後とも、ご理解ご協力の方、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>次回の日程でございますけれども、今のところ、2月の上旬ごろ、1月の末はちょっと厳しいかもしれないので2月の上旬ごろの予定をしておりますので、ご多忙な時期でもございますけれども、引き続きご協力の方よろしくお願いいたします。では、これをもちまして第6回目の有識者会議を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうも遅くまでありがとうございました。</p>